

大口町告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のように指定する。

その関係図面は、告示の日から1箇月間建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

大口町長 鈴木雅博

1 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
市町村道	秋田21号線	大口町秋田二丁目18番3地先から 大口町丸二丁目77番1地先まで
市町村道	大口桃花台線	大口町丸二丁目77番1地先から 大口町伝右一丁目1番地先まで
市町村道	柏森大口線	大口町伝右一丁目1番地先から 大口町伝右二丁目30番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年3月27日

■道路占用制限する指定路線一覧(第3次緊急輸送道路)

(別紙)

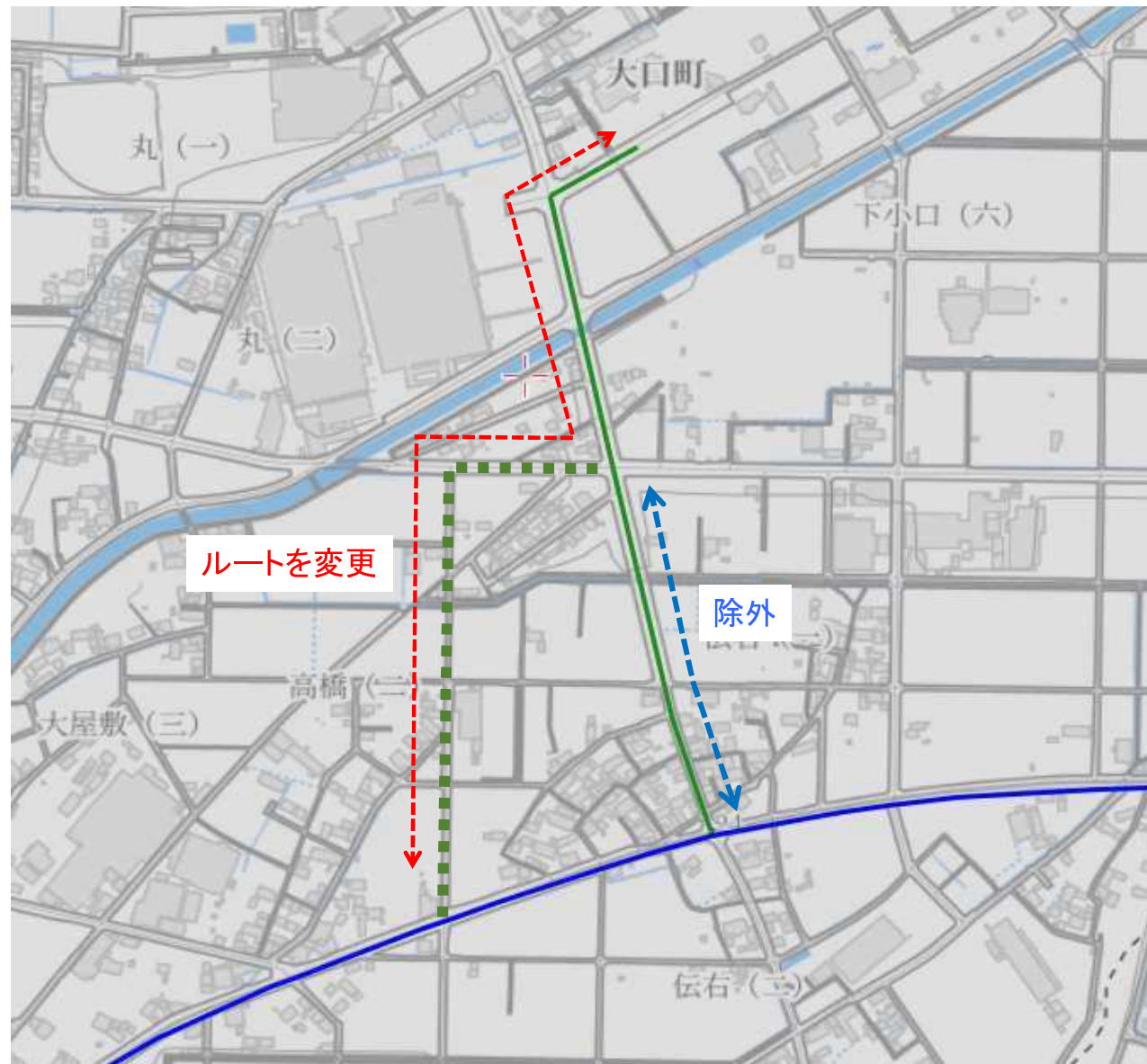
・道路公団、道路公社、名古屋高速、国土交通省(指定区間)、名古屋市管理区間、指定済み区間は除く

市町村名	警察署	緊急区分	道路種別	路線名(路線番号)	起点	地先表示	終点	地先表示	担当課(事務所)	指定済
大口町	江南	3次	市町村道	高岡線	大口町道高岡線交差(大口町境)	三ツ屋一丁目107番2	中小口3丁目交差点	中小口三丁目314番1	一宮	
大口町	江南	3次	市町村道	柏森大口線	大口町役場西交差点	下小口七丁目160番	伝右交差点	伝右一丁目244番	一宮	
大口町	江南	3次	市町村道	役場前線	大口町役場	下小口七丁目155番	大口町役場西交差点	下小口七丁目159番	一宮	

緊急輸送道路改定箇所

2-3②	改定箇所
------	------

○都市防災推進事業で整備した町道へルート変更



道路管理者	道路種別	路線名 (路線番号)	市町村名	起点	終点	延長(m)	占用制限 指定/解除
大口町	町道	秋田21号線	大口町	若宮江南線交点	大口桃花台線交点	436	指定
大口町	町道	大口桃花台線	大口町	秋田21号線交点	柏森大口線交点(健康文化センター西交差点)	150	指定
大口町	町道	柏森大口線	大口町	大口桃花台線交点(健康文化センター西交差点)	伝右交差点	633	解除

現在の指定状況

緊急輸送道路

